平成２６年（フ）第７２号
茨城県北茨城市磯原町豊田1197番地
債務者　鈴木　嶺子
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂木　博男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第１７７号
長野県安曇野市穂高5000番地19
債務者　鈴木　重明
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　雅春
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１７８号
長野県安曇野市穂高5000番地19
債務者　鈴木　朝子
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　雅春
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１２２６号
札幌市白石区東札幌２条１丁目４番６号　ハイツ96―201号
債務者　柴崎夕加理（旧姓山藤）
1　決定年月日時　平成26年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早坂　悟郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１４号
大分県臼杵市大字市浜533番地の１　ブライトヒル双葉Ｃ102号
債務者　井手下弘樹
1　決定年月日時　平成26年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若杉　千秋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第８６号
岐阜県大垣市貝曽根町232番地１
債務者　森　　好生
1　決定年月日時　平成26年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　貴士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第１３１６号
名古屋市東区代官町30番１号　ライオンズプレティナレジデンス1207号
債務者　榊原　　恵（旧姓水内）
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩橋　毅彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月21日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６６号
長野県飯田市虎岩125番地２
債務者　池田　善一
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮下　将吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月26日午後４時
5　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第３８４５号
大阪市東成区中道４丁目８番30号
債務者　河野　昭雄
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福岡　宏海
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８４６号
大阪市東成区中道４丁目８番30号
債務者　河野　聖子（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福岡　宏海
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第９０号
愛知県豊橋市中岩田３丁目５番地23
債務者　浜野　　正
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１５号
宮城県登米市迫町佐沼字中江２丁目７番地４ノースウィングス105
債務者　佐藤　　正
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２６年（フ）第１４０号
山形市東二位田364番地
債務者　渥原　規幸
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４３号
山形市南館２丁目５番９―Ｂ202号　ハナヤコーポラス
債務者　山本　　章
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４４号
山形市下条町１丁目２番17号
債務者　草　　幸夫
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４７号
山形市大字沼木68番地１　沼木敬寿園
債務者　八鍬　昌子
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２２０号
愛知県豊田市平戸橋町寺前50番地17　ソフィアＫ202号
債務者　松嶋　啓三
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係